

平成27年2月27日（金）から、

役員の登記（取締役・監査役等の就任，代表取締役の辞任）の申請をする場合の添付書面が変わります。

- 株式会社の設立の登記又は役員（取締役，監査役等）の就任（再任を除く）の登記を申請するときには，本人確認証明書の添付が必要となります。

【「本人確認証明書」の例】

◇住民票の写し または 戸籍の附票

◇運転免許証等や住基カード（住所が記載されているもの）のコピー

（裏面もコピーした上で，本人が「原本と相違がない。」と記載して，記名押印する必要があります。）

※株式会社のほか，一般社団法人，一般財団法人，投資法人又は特定目的会社の役員についても，同様の改正が行われています。

- 代表取締役等（印鑑提出者）の辞任の登記を申請するときには，辞任届に，当該代表取締役の実印の押印（市区町村長作成の印鑑証明書添付）又は登記所届出印の押印が必要となります。

※株式会社のほか，一般社団法人，一般財団法人，投資法人，特定目的会社又はその他の法人の代表者（印鑑提出されている方）についても，同様の改正が行われています。

詳しくは，司法書士にご相談ください。

平成27年2月27日（金）から、

商業登記簿の役員欄に役員の婚姻前の氏も記録することができるようになります。

- 役員（取締役，監査役，執行役など。）又は清算人の就任等の登記の申請をするときには，婚姻により氏を改めた役員又は清算人（その申請により登記簿に氏名が記録される方に限ります。）について，婚姻前の氏も記録するよう申し出ることができるようになります。

【登記申請書に記載すべき事項】

（１）婚姻前の氏を記載すべき役員又は清算人の氏名

（２）（１）の役員又は清算人の婚姻前の氏

- ◇ 登記の申請書には，上記（１）（２）の事項を証する書面として「戸籍謄本（または戸籍抄本）」「戸籍の記録事項証明書」などを添付する必要があります。

※株式会社の役員のほか，持分会社の社員，一般社団法人，一般財団法人若しくはその他の法人の役員又はLPS若しくはLLPの組合員等についても，同様の改正が行われています。

- なお，平成27年8月27日（木）までは，登記の申請をするのと同様でなくても，現に登記されている役員等の婚姻前の氏の記録について，その記録の申出をすることができます。

詳しくは，司法書士にご相談ください。